

1 はじめに

- (1) 学校や職員が、児童生徒から電話番号や電子メールアドレス等（以下「電話番号等」という。）を取得することは、個人情報入手することに他ならず、その利用や管理に関して、厳正な取扱いが求められるものであること。
- (2) 一方、児童生徒に対して授業や部活動、学校安全上の指導事項等に関わる連絡を行うに当たり、携帯電話や電子メールを活用することには、一定の有効性や利便性が認められることから、こうした個人情報の取得や利用を一切禁止するものではなく、むしろ、適切な利用や管理に関するルールについて規程を整備する。

2 校内規程

(1) 電話番号等の取得に関する規程

職員が自己の判断で個人的に児童生徒から電話番号等の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職の許可を得ることとする。児童生徒から直接取得するのではなく、家庭環境調査票もしくは保護者を通して取得するものとする。

(2) 取得や提供する情報に関する規程

- ア 児童生徒から取得する情報の種類は、電話番号のみとする。
- イ 電話番号等を取得する対象は、担任する学級の児童に限る。
- ウ 職員が児童生徒に対して自己の電話番号等を提供する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職の許可を得ること。また、提供する目的や理由を明確にすること。

(3) 電話番号等の利用に関する規程

- ア 教職員と児童生徒との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等（以下「メール等」という。）による私的な連絡等は一切行わないこととする。
- イ 児童生徒から、メール等を利用して、個人的（私的）な悩みなどについて相談があった場合の対応方法については、一切行わないこととする。
- ウ いかなる理由があっても、児童生徒との電子メール、通話アプリケーション、SNS等によるつながりはもたない。

(4) 児童生徒の保護者間について

上記(1)～(3)の規程に準ずるものとする。校務運営上必要な場合については必ず管理職の許可を得ることとする。